

循環型社会について

今まで、私たちは限りある地球の資源を大量に「生産・消費・廃棄」をしていました。その結果、環境への負荷を増大させて自然環境を破壊し、私たちの健康をも危うくしかねない状況を生み出してしまいました。

このような問題を解決するため、国では平成12年度を循環型社会元年と位置づけ、基本的枠組みとしての法制定を図ることとされ、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月2日に公布されました。

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが重要となります。

「循環型社会」①廃棄物等の発生抑制、②資源の循環的な利用

① 廃棄物等の抑制

- ・余分な物は買わない、もらわない、使い捨てをしない。
- ・レジ袋をこたわる。詰替え用の商品を使う。
- ・ごみを減らすために、まずは出さない工夫から。

② 資源の循環的な利用

- ・最後まで使い切っても、資源として使えるものはたくさんあります。
- ・私たちの役立つ「もの」になって、戻ってきます。
- ・ごみの正しい分別をしていただく。
(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・プラスチック製容器包装・資源ごみ)

桑名広域清掃事業組合では、可燃ごみから新しい燃料（RDF）を製造し、隣接の県が設置された RDF 発電所の燃料として供給しています。

不燃ごみ・粗大ごみから資源を回収して再生工場へ送り出しています。

プラスチック製容器包装・資源ごみを集めて資源として再生工場へ送り出しています。

このようなことによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すため、住民の皆さんにご理解、ご協力をお願いします。

桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称 リサイクルの森）

〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾 TEL 0594-31-8880